六　出生時育児休業申出に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日

七　第九条各号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該事由に係る事実

2　第五条第二項から第八項までの規定は、出生時育児休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第九条の三第三項」と、同条第七項中「第一項第三号、第五号若しくは第七号から第十二号まで」とあるのは「第一項第三号、第五号若しくは第七号」と、「第五条第七項」とあるのは「第九条の二第四項」と読み替えるものとする。

（法第九条の三第二項において準用する法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者）

第十九条の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の三第二項において準用する法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、出生時育児休業申出があった日から起算して八週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者とする。　（新設）

（法第九条の三第三項の国土交通省令で定める日）

第十九条の四　第十条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の三第三項の国土交通省令で定める日について準用する。　（新設）

（法第九条の三第四項第一号の国土交通省令で定める措置）

第十九条の五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の三第四項第一号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。　（新設）

一　出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境整備の措置として、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずること。

イ　その雇用する船員に対する育児休業に係る研修の実施

ロ　育児休業に関する相談体制の整備

ハ　その雇用する船員の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する船員に対する当該事例の提供

ニ　その雇用する船員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

ホ　育児休業申出をした船員の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

二　育児休業の取得に関する定量的な目標を設定し、育児休業の取得の促進に関する方針を周知すること。

三　育児休業申出に係る当該船員の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組を行うこと。

（出生時育児休業開始予定日の変更の申出）

第十九条の六　第十一条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の四において準用する法第七条第一項の出生時育児休業開始予定日の変更の申出について準用する。　（新設）

（法第九条の四において準用する法第七条第二項の国土交通省令で定める期間）

第十九条の七　第十二条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の四において準用する法第七条第二項の国土交通省令で定める期間について準用する。　（新設）

（法第九条の四において準用する法第七条第二項の指定）

第十九条の八　第十三条の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の四において準用する法第七条第二項の指定について準用する。　（新設）